源に充てるため平成十二年度から平成三十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

25　［略］

26　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式イ、算式ウ、算式エ及び算式オにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式エ

$$\frac{1}{A} \times \{ (0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \underline{0.470} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \underline{0.348} \}$$

算式エの符号

［略］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{\underline{9{,}928}}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{\underline{7{,}358}}$$

財源に充てるため平成十二年度から平成二十九年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。この場合において、地方団体が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

26　［同上］

27　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式ア、算式イ、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

$$\frac{1}{A} \times \{ (0.5 + 0.5 \times \alpha) \times B \times \underline{0.461} + (0.5 + 0.5 \times \beta) \times C \times \underline{0.349} \}$$

算式アの符号

［同左］

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{\underline{9{,}797}}$$

（a × 1,000）／b に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

β　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{\underline{7{,}425}}$$